



鳥取県公報

平成16年7月16日(金)
第7603号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就任(2件)(515・516)(西部総合事務所農林局).....	1
	土地改良区の役員の就退任(2件)(517・518)(＃).....	2
	結核予防法による医療機関の指定(519)(健康対策課).....	3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退(520)(＃).....	3
	保安林の指定の解除予定(521)(森林保全課).....	4
	土地改良区の役員の就退任(522)(鳥取地方農林振興局).....	4
	土地改良区の役員の退任(523)(＃).....	5
	出納長の権限に属する事務の一部の委任(524)(会計管理室).....	5
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者への公示による通知(森林保全課).....	6
正 誤	平成16年3月30日付鳥取県企業局管理規程第2号中訂正.....	6

告 示

鳥取県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年7月16日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

就任した役員の氏名及び住所

理 事 橋 本 定 西伯郡名和町大字富長777
 " 伊 藤 由 紀 西伯郡名和町大字押平84 - 8
 監 事 小 篠 陽 西伯郡名和町大字富長784
 平成16年3月20日就任 任期平成18年1月11日まで

鳥取県告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年7月16日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

就任した役員の氏名及び住所

理 事 笹 間 豊 樹 西伯郡岸本町真野563
平成16年4月1日就任 任期平成17年9月10日まで

鳥取県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年7月16日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理 事 佐 藤 哲 人 西伯郡中山町下市863 - 2
" 加 藤 高 則 西伯郡中山町松河原1448 - 19
" 石 橋 貴 之 西伯郡中山町松河原1448 - 58
" 太田垣 辰 男 西伯郡中山町下市844 - 88
" 藤 田 光 司 西伯郡中山町殿河内754 - 63
監 事 大 谷 正 巳 西伯郡中山町下市848 - 2
" 日 置 博 也 西伯郡中山町松河原1432 - 31
平成16年5月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 矢 田 満 弘 西伯郡中山町殿河内776 - 30
" 鹿 島 功 西伯郡中山町塩津97
" 坂 満 男 西伯郡中山町殿河内776 - 34
" 三 和 敬 子 西伯郡中山町下市844 - 101
" 木 下 正 明 西伯郡中山町松河原1431 - 3
監 事 面 谷 覚 西伯郡中山町殿河内765 - 22
" 門 垣 利 美 西伯郡中山町殿河内771 - 3
平成16年5月6日就任 任期平成18年5月5日まで

鳥取県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年7月16日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理 事 斉 藤 優 西伯郡淀江町大字西原717
" 林 原 寛 西伯郡淀江町大字小波1012
" 小 浜 正 光 西伯郡淀江町大字小波856
" 林 原 克 己 西伯郡淀江町大字小波1014
" 谷 田 真喜男 西伯郡淀江町大字西原518
" 田 原 篤 雄 西伯郡淀江町大字西原718

- " 景 山 健 二 西伯郡淀江町大字中間636 - 1
 - " 亀 山 勝 西伯郡淀江町大字淀江906
 - " 山 内 繁 旭 西伯郡淀江町大字淀江628
 - " 須 山 賢 二 西伯郡淀江町大字淀江265
 - " 村 岡 正 敏 西伯郡淀江町大字西原597
 - " 田 原 操 西伯郡淀江町大字西原951
 - " 池 口 洋 西伯郡淀江町大字小波110
 - " 上 村 尚 迪 西伯郡淀江町大字中間454
 - 監 事 村 岡 操 西伯郡淀江町大字西原613
 - " 吹 野 寿 彦 西伯郡淀江町大字西原1073
- 平成16年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 齊 藤 優 西伯郡淀江町大字西原717
 - " 小 浜 正 光 西伯郡淀江町大字小波856
 - " 景 山 健 二 西伯郡淀江町大字中間636 - 1
 - " 林 原 克 己 西伯郡淀江町大字小波1014
 - " 須 山 賢 二 西伯郡淀江町大字淀江265
 - " 谷 田 稔 西伯郡淀江町大字西原518
 - " 田 原 操 西伯郡淀江町大字西原951
 - " 亀 山 康 夫 西伯郡淀江町大字淀江907
 - " 山 内 繁 旭 西伯郡淀江町大字淀江628
 - " 村 岡 正 敏 西伯郡淀江町大字西原597
 - " 田 原 篤 雄 西伯郡淀江町大字西原718
 - " 林 中 昭 二 西伯郡淀江町大字小波984
 - " 高 西 史 郎 西伯郡淀江町大字小波96 - 1
 - " 上 村 尚 迪 西伯郡淀江町大字中間454
 - 監 事 村 岡 操 西伯郡淀江町大字西原613
 - " 吹 野 寿 彦 西伯郡淀江町大字西原1073
- 平成16年4月1日就任 任期平成19年3月31日まで

鳥取県告示第519号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 石田内科・循環器科医院	米子市夜見町1758 - 1	平成13年5月1日

鳥取県告示第520号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核

予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	辞退年月日
石田内科・循環器科医院	米子市夜見町1758 - 1	平成13年4月30日

鳥取県告示第521号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島917の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年7月16日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 松 下 周 吉

退任した役員の氏名及び住所

理事	河原茂輔	鳥取市本高135
"	松尾正彦	鳥取市本高85 - 6
"	河原利明	鳥取市本高129
"	懸樋勝雄	鳥取市本高92
"	小山和夫	鳥取市本高143 - 1
"	松下卯一郎	鳥取市本高358
監事	小松原親好	鳥取市本高169
"	河原正彦	鳥取市本高165
"	松本靖人	鳥取市本高81 - 3
"	山本紘一郎	鳥取市本高164

平成16年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原 茂 輔 鳥取市本高135
 " 松 尾 正 彦 鳥取市本高85 - 6
 " 河 原 利 明 鳥取市本高129
 " 懸 樋 勝 雄 鳥取市本高92
 " 小 山 和 夫 鳥取市本高143 - 1
 " 松 下 卯 一 郎 鳥取市本高358
 監事 小松原 親 好 鳥取市本高169
 " 河 原 正 彦 鳥取市本高165
 " 松 本 靖 人 鳥取市本高81 - 3
 " 山 本 紘 一 郎 鳥取市本高164

平成16年 4月19日就任 任期 2年

鳥取県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 7月16日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 松 下 周 吉

退任した役員の氏名及び住所

理事 小 山 和 夫 鳥取市本高143 - 1
 平成16年 5月 5日退任

鳥取県告示第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年 7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任の内容

委任させた事務	委任を受けた出納員
第48回鳥取県美術展覧会（会場：鳥取県立博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 管理係長 田中 義一
第48回鳥取県美術展覧会（会場：倉吉博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 副主幹 田中 新一郎
第48回鳥取県美術展覧会（会場：米子コンベンションセンター）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 主事 森山 孝之

2 委任期間

平成16年 8月29日から同年 9月 1日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者木下儀一郎の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者の所有に係る日野郡日南町茶屋字奥山2852から2858まで（次の図に示す部分に限る。）の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年6月29日付鳥取県告示第487号）の内容（告示の内容）
 - （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町茶屋字奥山2852から2858まで（次の図に示す部分に限る。）
 - （2）保安林として指定された目的
水源のかん養
 - （3）変更後の指定施業要件
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

正 誤

平成16年3月30日公布の鳥取県企業局管理規程第2号（鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	欄	行	誤	正
8	左欄	24	前払金	前受金
〃	右欄	〃	前払金	前受金